

【タンデム自転車（二人乗り自転車）の現状とNPO KEEP LEFTが目指すもの】

我々にとっては、自転車に乗れる事が当たり前ですが、社会には自転車に乗る事が困難な方々がおられます。自転車に乗る事が困難な人々にも自転車に乗る楽しみを味わってもらいたい。

タンデム自転車を利用すれば、可能になります。

NPO KEEP LEFT の活動の一環として、タンデム自転車を利用し、単独では自転車に乗る事が困難な方々に自転車の楽しさを共有して頂く取組みを行っております。

現状では、二輪のタンデム車は長野県を除いて公道（一般の道路）の走行は許されていません。自転車専用道や一部のサイクリングロード、地域を指定して許可されている場合でのタンデム走行は可能ですが、ほんのわずかの場所しか認められていません。

法律では、長野県と兵庫県を除き、その他の地域では、二輪の自転車の二人乗りは許可されていません。（群馬県では条例の中で地域を指定して二輪のタンデムが走行可能らしいです。また栃木県では警察署長が認定して指定した地域では二輪のタンデムでも走行可能とのこと。）

走行が許可されていない所をたまにタンデム自転車が走っている事があります。

先日、タンデム車に乗っている方とお話する機会がありました。

「道路交通法で違法な事は分っているのですが・・・ おまわりさんに止められて注意を受ける事はほとんどありません！」との事。

一人乗りの自転車に二人乗ることは対しては、おまわりさんも厳重に注意し、厳しく交通安全指導を行っているのに、これは「お目こぼし」と捉えるべきか、悩むところです。

平成 20 年 7 月 1 日に、兵庫県道路交通法施行細則の一部改正によりタンデム自転車の公道走行が合法になりました。

平成 21 年 7 月 15 日に、山形県でもタンデム自転車の公道走行が可能になりました。

これら行政側の理解が徐々に（非常に緩やかですが）広がっている今、あえて「認められていない地域でのタンデム自転車の走行は違法行為です。違法行為はやめましょう！」と言いたいです。

別にこの様な動きもあります。

多くの都道府県では、その条例によって自転車の乗員に制限を加えていますが、二輪の自転車に対してであったり、または二輪および三輪の自転車に対してであったり、その為に車輪の数を増やせば、特に条例による制限が該当しない事になり、その自転車の乗車装置の数だけの乗員を乗せることができるという原則のとおりになります。

三輪や四輪の自転車で乗車装置（サドル、その他）が装備されていれば、違法ではない！

との発想から、三輪や四輪のタンデム自転車を開発し、積極的に障害者スポーツの振興に取り組んでおられる団体や企業が存在します。

お目益しに甘えるのではなく、法の網をくぐるのではなく、それぞれの立場の当事者達が討議し協議を重ね、是か否か、利益不利益を明確に示して欲しいものです。

3人乗り（運転者+子供2人）自転車に認めるのであれば、何故、タンデム自転車（二人乗り自転車）を認めないのか！！

行政や業界及びメーカーサイドの方々、3人乗り自転車（運転者+子供2人）を認め普及に努める暇があるのであれば、その前にハンディーの有る方々が自転車に乗るにはどうすれば良いかを考えるべきではないでしょうか。ハンディーと言っても個々区々の不都合があります。個々を補う機能を設けた移動のお道具や自転車を開発し、その安全性や機能性を十分検討し、それらが自由に利用出来る環境を創る事が最優先であり、利便性だけを求める健常者の言い分（小さい子供を二人つれて買い物にも行けない。少子化対策！=3人乗り自転車）を優先する事は順序が間違っています。自分自ら買い物にも行けない人はたくさんおられます。3人乗り自転車に認めるのであれば、何故、タンデム自転車（二人乗り自転車）を認めないのか！！

障害者の方々が健常者と同じ日常生活をする。その為に、障害を補佐する機能を持った道具を開発する事や手を貸す事、法令や制度を整備する事は、社会が当然するべき事と考えます。

NPO KEEP LEFT は、単独では自転車を利用出来ない方々に、自転車に乗る楽しみを共有してもらうために活動しています。

障害者のサポート事業とは考えておりません。

健常者、障害者間に隔たりや区別的関係などは持ちたくない。身体的な違いは誰にでもある事です。** 本音を言わしてもらおうと、健常者や障害者などの文書も使いたくないです。何を基準にしてこれらの線引きをしているのか理解出来ないういいます。100%完璧な人間など存在しないし、人間皆それぞれに優れたもの劣ったもの欠けたものを持ち合わせていると思っています。良い人：悪い人の区別はあっても、身体的な不具合や精神的な不具合で人を分け隔てる事はよろしくない。この文章を書くにあたっては、社会通念上の表現として使っているだけです。

皆、同じ自転車遊びをする仲間として、足りない部分は道具で補い、一緒に楽しくツーリングやポタリングする。

同じ社会人として、同じ自転車乗りとして、道路交通法を遵守し、マナー良く、責任を持って、自転車を利用し、風を感じ歩くよりも少し速くクルマより穏やかなスピード感を共に楽しむ事が望みです。

単独では自転車を利用出来ない方々も一緒に、自転車を楽しむ環境を創り上げる為には、

■ 多くの人々に、タンデム自転車の有用性を知って頂く事が必要です。

* ハンディーの有る方にとっては、一生の間で自転車に乗る事など無理と思いついでおられる方が多いです。例：残念ながら視力に障害をもたれた方は、単独では自転車には乗れません。タンデム自転車であれば、健常者が目となり、ハンドルを握り、道路状況を声で伝え、二人して道路を走行出来ます。時には、体を倒す（体重をかける）タイミングを誤り二人揃って落車もあります。練習も必要です。それなりの安全対策も必要です。これは健常者にとっても同じ事です。障害者も健常者も同じ立場で、同じ責任を負い、同じリスクを背負い、自転車に乗る事を体験出来ます。不可能と

思われた事が可能になります。

- * 自転車に乗る事は、健常者にとって当たり前の事です。障害者にとっては不可能な事です。タンデム自転車と呼ばれるお道具があれば、障害者も健常者も自転車に乗れます。自転車の素晴らしさを体験出来ます。
- * 海外では、タンデム自転車（健常者+障害者）のレースが多く開催されています。出走された方のコメントです「視力を失ってから自転車に乗る事など考えもしなかったが、今、このレースに出場出来、感動しています、生きている喜びを感じます。」それと、関係者への深い感謝が述べられていました。
- * これら、タンデム自転車に関わるニュースをより多く発信いたします。

■ 関係者に、タンデム自転車の有用性を訴え、現状の環境を踏まえ、法令改正や安全対策及び規制を検討し、その是非を明確にしよう。

- * 関係者 *1 とは、道路行政に携わる人々・交通安全に携わる人々・障害者を支える人々・自転車関連業界関係者・そして我々社会人（健常者も障害者も）です。
- * 今の道路交通法において自転車（軽車両）に関する事が、最も不備で不明瞭かつ不合理です。また、その運用や取り締りもあいまいな事が多々あります。昔の社会であれば、お目溢しや大岡裁きもあり得たでしょうが、現代社会では通用しません。道路には、自動車、単車、原動付き自転車、自転車（軽車両）、電動アシスト付き自転車、三輪自転車、電動カート、車椅子、改造車両等々、そして人々が溢れています。ましてや一般の自転車の利用が、法令無視、マナー無し、事故の多発と言う状況ですので、自転車に関わる法令の抜本的な見直しをするべきではないでしょうか。
- * すべての人々（大人も子供も、健常者も障害者も、強者も弱者も**）の自転車の安全・安心・快適な利用、そして交通安全の観点から、道路利用の住み分けや規制緩和&強化、免許制度・車検制度・自賠責制度、インフラ整備等の検討を関係者 *1 を集め早急に行うべきです。
- * 既存の自転車専用道 *2 の管理をする立場の方々には、その自転車専用道を自転車で走った事はありますか？ 人は歩くは、犬のリードでとおせんぼ、突然の飛び出し、事故の多発！これが現状です。既存の自転車専用道ですら野放しの状態です。これは、管理者の問題ではなく利用者の方に大きな問題があると思います。「自転車専用道を人が利用してはいけません！」と周知徹底できていないのと、人々の社会的認識不足と自分勝手なエゴの結果です。この様な環境では、タンデム自転車の走行を認めてくれとは言いたくもない。認めてないからタンデム自転車を利用しないのではなく、タンデム自転車が安全に走れる道路が余りにも少なすぎるのです。 *2 自転車専用道と言っても、人の通行を認めている所もあります
- * いきなり、日本全国の道路をタンデム自転車が走れる様にしろとは思っていません。少なくとも各都道府県単位で数十カ所の自転車専用道や交通量の少ない道路でのタンデム自転車走行を許可し、その道路を利用する人々に理解・協力を要請し安全対策に努める事は出来る筈です。少しずつでもその有り様を多くの人々に示し、理解を求め、協力して頂くことが肝要と考えます。
- * 環境造りと同時に機材の開発も重要です。機材の開発にはお金と時間がかかります。安全性、機能性、耐久性の検証や規格づくりも必要です。関係者 *1 の協力や援助も必要です。
- * 一人乗りと同じく、いえ、それ以上の安全対策や運転技術の熟練がタンデム自転車には求められます。我々もタンデム自転車の練習をしなければなりません。

■ 我々特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT は

* 最初の取組みとして、視力に障害をもたれた方に利用してもらう「タンデムロードバイク」に取り組みます。

その理由は、

1. 障害の中でも視力障害の方にとって自転車が一番遠い存在（一人では自転車を利用出来ない）である
2. 視力に障害をもった方と一緒に乗れるタンデム自転車が既に存在し販売されている（一般のタンデムロードバイクで十分利用出来る = 直に活動出来る）
3. 視力の障害はあっても、自転車に乗る運動能力は健常者と変わらないもしくはそれ以上であるです。

何も他の障害をもたれた方を置き去りにするつもりはありません。

今の社会では、言葉ではなくその形（有り様）を現実のもととして示さないとなかなか理解してもらえません。その有り様を示し、理解を得、協力を仰ぎ、多くの人々の賛同や援助を頂かないと目的の達成は有り得ないと思っているからです。タンデム自転車の認知度を高める為の最初の取組みです。関係者 * 1 の理解が進めば、タンデム自転車の利用環境も良くなります。すべての人々が自転車を安全・安心・快適に利用できる世の中になるのを目指して活動を続けます。

我々NPO KEEP LEFT のメンバー達は、自転車の有用性を十二分に認識し、自転車の安全・安心・快適な利用に日々努めています。

自転車の安全・安心・快適な利用を社会の人々に広く訴え啓蒙する活動を行っています。

すべての自転車利用者の利益の為に、何をなすべきかを常に模索しています。

そして、自転車を楽しんでいきます。

我々は幸せ者です。

この楽しみを他の人々と共有したいと願っています。

我々にとっては、自転車に乗れる事が当たり前ですが、社会には自転車に乗る事が困難な方々がおられます。

自転車に乗る事が困難な人々にも自転車に乗る楽しみを味わってほしい。

タンデム自転車を利用すれば、可能になります。これが、タンデム自転車普及活動に取り組む理由です。



自転車を愛する皆さん 自転車を楽しんでいる皆さん

手を貸して下さい よろしくお願ひします。

2010. 2. 1

文責：特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT 理事長 佐原 純一郎